

前橋市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表(第1条関係)

改 正 案	現 行
(虐待等の禁止) 第12条 児童福祉施設の職員は、入所中の児童に対し、法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。	(虐待等の禁止) 第12条 児童福祉施設の職員は、入所中の児童に対し、法第33条の10各号に掲げる行為その他当該児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

前橋市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例新旧対照表
(第2条関係)

改 正 案	現 行
(虐待等の禁止) 第25条 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10第1項各号(幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあつては認定こども園法第27条の2第1項各号、幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあつては学校教育法第28条第2項において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号)に掲げる行為その他の当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。	(虐待等の禁止) 第25条 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為その他の当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

前橋市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例
新旧対照表(第3条関係)

改 正 案	現 行																
(設備運営基準の向上) 第3条 省略 (虐待等の禁止) 第3条の2 職員は、園児に対し、法第27条の2第1項各号に掲げる行為その他園児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。 (職員の数等) 第5条 省略 2 省略 3 幼保連携型認定こども園に置く園児の教育及び保育(満3歳未満の園児については、その保育。以下同じ。)に直接従事する職員の数は、次の表の左欄に掲げる園児の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める員数以上とする。ただし、当該職員の数は、常時2人を下ってはならない。	(設備運営基準の向上) 第3条 省略 (職員の数等) 第5条 省略 2 省略 3 幼保連携型認定こども園に置く園児の教育及び保育(満3歳未満の園児については、その保育。以下同じ。)に直接従事する職員の数は、次の表の左欄に掲げる園児の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める員数以上とする。ただし、当該職員の数は、常時2人を下ってはならない。																
<table border="1"> <thead> <tr> <th>園児の区分</th><th>員数</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>省略</td><td></td></tr> <tr> <td colspan="2">備考</td></tr> <tr> <td colspan="2">(1) この表に定める員数は、副園長(幼稚園の教諭の普通免許状(教育職員免許法(昭和24年法律第147号)第4条第2項に規定する普通免許状をいう。以下この号及び附則第9項において同じ。)を有し、かつ、児童福祉法(昭和2</td></tr> </tbody> </table>	園児の区分	員数	省略		備考		(1) この表に定める員数は、副園長(幼稚園の教諭の普通免許状(教育職員免許法(昭和24年法律第147号)第4条第2項に規定する普通免許状をいう。以下この号及び附則第9項において同じ。)を有し、かつ、児童福祉法(昭和2		<table border="1"> <thead> <tr> <th>園児の区分</th><th>員数</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>省略</td><td></td></tr> <tr> <td colspan="2">備考</td></tr> <tr> <td colspan="2">(1) この表に定める員数は、副園長(幼稚園の教諭の普通免許状(教育職員免許法(昭和24年法律第147号)第4条第2項に規定する普通免許状をいう。以下この号及び附則第9項において同じ。)を有し、かつ、児童福祉法(昭和2</td></tr> </tbody> </table>	園児の区分	員数	省略		備考		(1) この表に定める員数は、副園長(幼稚園の教諭の普通免許状(教育職員免許法(昭和24年法律第147号)第4条第2項に規定する普通免許状をいう。以下この号及び附則第9項において同じ。)を有し、かつ、児童福祉法(昭和2	
園児の区分	員数																
省略																	
備考																	
(1) この表に定める員数は、副園長(幼稚園の教諭の普通免許状(教育職員免許法(昭和24年法律第147号)第4条第2項に規定する普通免許状をいう。以下この号及び附則第9項において同じ。)を有し、かつ、児童福祉法(昭和2																	
園児の区分	員数																
省略																	
備考																	
(1) この表に定める員数は、副園長(幼稚園の教諭の普通免許状(教育職員免許法(昭和24年法律第147号)第4条第2項に規定する普通免許状をいう。以下この号及び附則第9項において同じ。)を有し、かつ、児童福祉法(昭和2																	

2年法律第164号)第18条の18第3項に規定する保育士登録(以下この号において「登録」という。)を受けたものに限る。)、教頭(幼稚園の教諭の普通免許状を有し、かつ、登録を受けたものに限る。)、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、助保育教諭又は講師であつて、園児の教育及び保育に直接従事する者の数をいう。

(2)～(4) 省略

4～5 省略

(前橋市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の準用)

第13条 前橋市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第5条、第6条第1項、第2項及び第4項、第9条、第11条、第13条、第15条(第4項ただし書を除く。)、第19条、第20条、第34条第8号、第35条第1項(後段を除く。)並びに第39条の規定は、幼保連携型認定こども園について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える前	読み替えられる字句	読み替える字句
前橋市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の規定		
省略		
第11条	省略	
第13条第1項	省略	
省略		

2 省略

2年法律第164号)第18条の18第1項の登録(以下この号において「登録」という。)を受けたものに限る。)、教頭(幼稚園の教諭の普通免許状を有し、かつ、登録を受けたものに限る。)、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、助保育教諭又は講師であつて、園児の教育及び保育に直接従事する者の数をいう。

(2)～(4) 省略

4～5 省略

(前橋市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の準用)

第13条 前橋市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第5条、第6条第1項、第2項及び第4項、第9条、第11条から第13条まで、第15条(第4項ただし書を除く。)、第19条、第20条、第34条第8号、第35条第1項(後段を除く。))並びに第39条の規定は、幼保連携型認定こども園について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える前	読み替えられる字句	読み替える字句
前橋市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の規定		
省略		
第11条	省略	
第12条	入所中の児童	園児
	当該児童	当該園児
第13条第1項	省略	
省略		
2 省略		

前橋市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例新旧対照表
(第4条関係)

改正案	現行
(教育及び保育の内容) 第6条 省略 2～3 省略 4 認定こども園における教育及び保育の実施に当たっては、子どもの1日の生活のリズム及び集団生活の経験年数が異なること等の認定こども園に固有の事情に配慮するとともに、次に掲げる事項に留意しなければならない。 (1)～(3) 省略 (4) 認定こども園の職員は、当該認定こども園の子どもに対し、<u>児童福祉法第33条の10第1項各号(幼稚園型認定こども園にあっては、学校教育法第28条第2項において準用する法第27条の2第1項各号)に掲げる行為その</u>	(教育及び保育の内容) 第6条 省略 2～3 省略 4 認定こども園における教育及び保育の実施に当たっては、子どもの1日の生活のリズム及び集団生活の経験年数が異なること等の認定こども園に固有の事情に配慮するとともに、次に掲げる事項に留意しなければならない。 (1)～(3) 省略 (4) 認定こども園の職員は、当該認定こども園の子どもに対し、<u>児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為その他当該子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</u>

他当該子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。 (5) 省略	(5) 省略
--	--------

前橋市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表(第5条関係)

改 正 案	現 行
(虐待等の禁止) 第12条 放課後児童健全育成事業者の職員は、利用者に対し、法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他の当該利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。	(虐待等の禁止) 第12条 放課後児童健全育成事業者の職員は、利用者に対し、法第33条の10各号に掲げる行為その他の当該利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

前橋市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表(第6条関係)

改 正 案	現 行
(虐待等の禁止) 第12条 家庭的保育事業者等の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他の当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。	(虐待等の禁止) 第12条 家庭的保育事業者等の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10各号に掲げる行為その他の当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

前橋市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表(第7条関係)

改 正 案	現 行
(虐待等の禁止) 第13条 乳児等通園支援事業者の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。	(虐待等の禁止) 第13条 乳児等通園支援事業者の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。